

愛媛県中学校体育連盟主催大会実施上の 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和4年5月
愛媛県中学校体育連盟

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）、を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）、令和4年度（公財）日本中学校体育連盟全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン（（公財）日本中学校体育連盟）等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び、新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意ください。

1 大会実施にあたっての基本的な考え方

- (1) 感染源を絶つ
- (2) 感染防止の3つの基本
 - 身体的距離の確保
 - マスクの着用
 - 手洗い等の徹底
- (3) 三密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避
- (4) 安全な活動環境の確保

2 大会実施時の感染防止対策について

- (1) 感染源を絶つ
 - 大会本部は、風邪の症状（発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等）がある選手や引率者等は、大会に参加させないことを徹底する。
 - 大会本部は、各校の選手及び引率者等の2週間分の体調を記録した体調記録表の記録を求め、健康管理を徹底させる。
 - 大会本部は、大会当日受付時等に、学校同行者体調記録表を提出させ、選手や引率者の体調等を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は、大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
 - 大会本部は、学校同行者体調記録表に記載された者以外の来場者に対し、来場者体調記録表に、氏名・年齢・住所・連絡先（電話番号）・検温した体温・来場前2週間における①：平熱を越える発熱、②：咳や喉の痛みなど風邪の症状、③：だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）、④：味覚や嗅覚の異常、⑤：過去14日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触の有無の確認と、来場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告することを確認する。
 - 引率者等は、集合時、更衣時、ウォーミングアップ終了後、試合直前、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。

- 大会本部及び引率者等は、大会中に、選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

(2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離の確保

- 原則開会式等は実施しない。また、抽選会は、必要最小限の人数によって代理抽選とする。
- 大会本部は、監督者会議等を実施する場合、人と人の間隔が、できるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。また、オンラインでの会議も工夫する。
- 引率者等は、集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔ができるだけ2メートル（最低1メートル）空くように指導する。
- 大会本部及び引率者等は、対戦相手や審判等との握手、仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。

イ マスクの着用

- 大会本部は、選手、引率者等及び大会関係者に、マスク等を準備させ、大会中は、競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスクを着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう選手に指示する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、身体へ高い負荷がかかり低酸素症や熱中症のリスクが高まるため、引率者は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共有させない。

ウ 手洗い等の徹底

- 大会本部は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で、選手や引率者等に手洗いを促す。
- 大会本部は、手洗い場等に「手洗いは30秒以上」の掲示をする。参加者には、事前に手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参するよう周知徹底する。
- 引率者等は、集合時、更衣時、ウォーミング終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに、流水と石けんで手洗いを行うよう、選手に指導する。

(3) 三密（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避

- 試合会場への入場は、登録された選手、引率者等及び大会関係者のみとし、出場選手として登録されていない部員、及び保護者の入場については、利用する会場や施設の状況、加盟生徒数を考慮し判断する。

- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするよう工夫する。
- 大会本部は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2メートル（最低1メートル）空くように指導するとともに、更衣室の換気扇の常時運転、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。
- 大会本部は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数を制限するなどの工夫をする。
- 大会本部は、屋内で実施する競技において、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場の入り口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 大会本部及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。
- 大会本部は観客席を事前に知らせ、選手との区分けをするなど可能な限り対策を講じる。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 大会本部は、参加校に対し大会の趣旨、感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加にあたっての注意事項等を事前に説明し、同意書を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行われていない学校の生徒については、各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題が無いことを確認した上で参加させる。
- 試合会場へ入場する保護者については、来場者体調記録表を記録の上、来場日ごとに大会本部に提出する。
- 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者や学校等と保護者が確実に、速やかに連絡が取れる体制を構築しておく。
- 施設・会場のガイドライン及び、各競技団体によるガイドラインが示されている場合は、それらに応じた手続きを行ったり、対策を講じたりすること。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）に則り運営する施設を選定し、感染拡大予防対策について、事前に施設と打ち合わせを行う。
- 大会本部及び引率者等は、別紙「愛媛県中学校体育連盟主催大会実施時の感染予防対策チェックリスト」例を参考に、各部活動の実態や各競技特性に応じた適切な感染防止策を講じる。

3 大会開催可否判断について

新型コロナウイルス感染症拡大により、以下の状況となった場合、大会開催可否について検討する。その結果、必要に応じて愛媛県教育委員会・愛媛県中学校体育連盟・開催市町教育委員会で協議する。

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
- 競技会開催地である自治体独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- 県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
- 各地区予選会の開催が困難な場合（当該大会の予選会の 2/3 程度が実施に影響を生じたとき）
- 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合